



令和6年度浦安市簡易保育所 通園児補助金のご案内



浦安市では、就労や出産等で児童の保育を必要とし、簡易保育所に通園している児童の保護者負担の軽減を図るため補助金を支給しています。

1. 補助金を申請・受給できる方

以下の要件をすべて満たした場合に、補助金の受給対象となります。

- 浦安市に居住し、住民基本台帳に記録されている保護者及び児童であること
- 児童が、0歳児クラスから2歳児クラスであること
- 児童が1か月64時間以上継続して簡易保育所に通園していること
- 保護者全員が1か月64時間以上の就労や出産などにより児童の保育の必要性が認められること

注記1 住民税非課税世帯の方及び3歳児クラス以上の方は、通園児補助金の対象外となり、幼児教育無償化の対象となりますので、施設等利用給付認定を申請してください。

注記2 一時保育等での利用は対象外となります。

2. 対象施設

浦安市では、児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出をした認可外保育施設のうち、市の基準を満たした施設を簡易保育所として定め、保護者への補助金支給対象施設としています。

最新の対象施設については、浦安市ホームページより、ID「1000847」で検索して、ご確認ください。

注記1 開所時間が10時間未満の施設、夏休み等長期休暇のある施設は対象外です。

注記2 事業所内保育所やマンション住民のみの認可外保育施設など利用者を限定する施設は対象外です。

注記3 市ホームページ掲載の施設以外でも補助金対象となる場合がございます。対象施設となるためには、浦安市の簡易保育所通園児補助金対象施設の認定手続きが必要です。

3. 補助金額

補助金上限額(月額):23,000 円

4. 申請期間と支給のスケジュール

以下のスケジュールで受給要件を満たす月の支給額を、指定の口座に振り込みます。
支給期間は毎年度 4 月～翌年 3 月までの最長 1 年(度)間です。
要件を満たさない月がある場合は、その月の支給はできません。

期	申請日	支給対象月	支給日
第 1 期	令和 6 年 4 月 1 日(月)～6 月 30 日(日)	4 月～ 6 月	8 月末
第 2 期	令和 6 年 7 月 1 日(月)～9 月 30 日(月)	4 月～ 9 月	11 月末
第 3 期	令和 6 年 10 月 1 日(火)～12 月 27 日(金)	4 月～12 月	2 月末
第 4 期	令和 7 年 1 月 5 日(日)～3 月 31 日(月)	4 月～ 3 月	5 月末

5. 申請方法

簡易保育所に入園し、受給要件を満たす場合は、申請書類をそろえて下記いずれかの方法で申請してください。申請は年度ごとに必要です。

- **ちば電子申請サービスによる電子申請(推奨)**

右の二次元コードを読み込むまたは、
ちば電子申請サービスのサイトにアクセスしてください。
必要項目を入力し、書類をデータ添付のうえ、申請してください。



- **郵送**

申請期間内必着で送付してください。
追跡可能な方法での郵送を推奨しています。(レターパック、特定記録、簡易書留など)
送付先 279-8501 浦安市猫実1-1-1
浦安市役所保育幼稚園課 認定・入園係 補助金担当

- **窓口**

浦安市役所 2 階 保育幼稚園課 認定・入園係へ申請書類を提出してください。

6. 申請に必要な書類

以下の書類をすべてご用意ください。

必要な書類は、市ホームページよりダウンロード可能です。また、通園施設・浦安市役所保育幼稚園課で用紙の配布もしています。

証明書の有効期間は証明日から6か月以内です。

① 簡易保育所通園児補助金交付申請書

電子申請の場合は不要です。

申請書に記載した振込先は忘れないように控えておいてください。

② 在園・通園証明書

浦安市様式でご用意ください。児童ひとりにつき1枚必要です。

入園後、通園している園に作成を依頼してください。

③ 保育を必要とすることがわかる証明書

児童の保育が必要であることを確認するための書類です。

保護者全員分の保育事由に該当する書類がすべて必要です。

保育事由	必要書類
就労	就労証明書(浦安市様式) 自営業の方は営業していることが確認できる書類のコピーがいずれか1点必要です。 直近の確定申告書、税務署に提出した個人事業の開業・廃止届出書、業務受託契約書、売上・報酬の記録(通帳等)、事業所の賃貸借契約書等の写し 注記「事業専従者」の方は、給与の支払いがわかるものを添付してください。 例:専従者給与が確認できる確定申告書の写し
出産	支給期間は、出産予定月の2か月前～出産月の2か月後です。 ● 出産前:母子健康手帳の出産予定日が記載されたページのコピー ● 出産後:母子健康手帳の出産日が記載されたページのコピー 出産後に育児休業をする場合、育児休業期間中は、原則補助金の受給対象外となります。ただし、出産事由期間より前に「就労事由」で通園児補助金申請している場合は、育児休業対象児童が2歳になる月まで受給対象となります。
疾病・障がい	診断書(浦安市様式)、障がい者手帳のコピー
介護	介護状況報告書(浦安市様式) 要介護者の診断書または介護保険被保険者証のコピー
就学	就学状況報告書(浦安市様式) + 在学証明書 + 時間割表

7. 申請状況が変わった場合

当該年度において、申請事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届および状況に応じて必要書類を提出してください。

例：就労中の方の契約期間更新、妊娠・産前休暇の取得等

8. 受給資格の喪失

退職や退園、市外転出や認可保育所への入園などにより受給資格がなくなったときは、速やかに受給資格喪失届を提出してください。受給喪失の届けがなく支給を受けられた場合には、受給資格喪失月にさかのぼって返納していただくこととなりますのでご注意ください。

施設より市に退園の連絡があった場合にも受給資格は喪失します。(その後、再度同じ施設に通園した場合でもあらためて新規申請が必要になります。)

9. 補助金受給対象外となるケース

- 就労内定期間中・求職期間中の方
- 休園により保育料の減免を受けた場合

お問い合わせ先
279-8501
千葉県浦安市猫夷1-1-1
浦安市役所
保育幼稚園課 認定・入園係
TEL 047-712-6439